

議案第47号

大阪市消防長及び消防署長の資格を定める条例案

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号）第1条第1号及び第3号に定めるとおりとする。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説明

消防組織法に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 考)

消防組織法（抄）

（消防職員の任命）

第15条 省 略

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 省 略